

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

地域資源の継承と安全に安心して住み続けられる山里 球磨村の再生プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

熊本県及び熊本県球磨郡球磨村

3 地域再生計画の区域

熊本県球磨郡球磨村の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現況

本村は、熊本県の南部に位置し、東は人吉市及び山江村、西は葦北郡芦北町、南は水俣市及び鹿児島県伊佐市、北は八代市に接し、東西13km、南北25km、総面積207.58km²であり、その88%を森林が占め、村全体が山岳地帯となっている。残りの12%の平地等に小さな集落が78集落点在している状況である。

村の中央には、日本三大急流の一つの「球磨川」が東西に流れ、川を挟んで南に国見山、北に白岩山など700m以上の山々がそびえ、これらの山岳を縫って大小無数の川が球磨川に注いでいる。

村の主な産業は農業と林業である。村面積の約9割を占める森林は、伐期を迎えた人工林も多く、豊富な森林資源を保有し良質な木材も数多く生産されている。

4-2 地域の課題

本村の総人口は減少傾向にあり、平成27年は3,698人であった人口は、現在に至るまで減少が続き、令和4年度末には2,869人と7年間で829人減少し、減少率は22.4%となっている。また、高齢化率は、49.4%と非常に高い状況である。基幹産業である林業においては、林道や林道に接続する村道の幅員が狭く、未舗装区間もあり、森林施業地までのアクセス道が整備されていないため、高性能林業機械や大型運搬車両の活用ができず、効率の悪い経営形態となっている。このため、林業への若者の新規就業者も少なく、また、現就業者の高齢化による担い手不足が深刻化している。

また、「令和2年7月豪雨」では、幹線道路等が冠水や決壊の被害により、多くの孤立集落が発生した。迂回ルートを確保することにより、孤立化防止が図られ、交通の利便性も向上することから、地域住民が安全で、安心して居住できる環境が確保でき、定住人口の減少の低減が図れる。

4-3 計画の目標

こうした状況を踏まえ地方創生道整備推進交付金を活用し、村道と林道を一体的に整備することにより、大型林業機械が容易にアプローチできる環境を整備することにより、効率的かつ効果的な整備が可能となり、林業の振興を推進する。また、林道網と連携して集落間を複数の路線で結ぶことで集落間のネットワークを担い、有事の際には避難路としても利用できることで、安全、安心して住み続けられる地域づくりを目指す。

- (目標1) 林業の振興（林業従事者の増加）
62人（令和5年度） → 67人（令和10年度）
- (目標2) 林業の振興（森林整備面積の増加）
36ha（令和5年度） → 76ha（令和10年度）
- (目標3) 住民の安心安全の確保による人口減少の低減（社会減の緩和）
455人減（令和2年度） → 201人減（令和10年度）

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

林業においては、村内の約9割を山林が占めており、林業の振興を推進することで豊かな森林資源が保全され、安定的かつ継続的に営まれる森林経営により住民の生活の向上や産業の活性化が期待できる。今回、整備する地域は、これまで幹線となる道路がない地域であり、適切な森林整備ができていない。これらを解消するため、本村の北部においては、「林道山江球磨線」（計画延長12,450m、利用区域1,094ha）、「林道川島大岩線」（利用区域986ha）を整備し、南部においては、「林道東俣線」（利用区域245ha）の3路線を整備（開設・改良）を行う。整備後は、大型林業機械が容易にアクセスできる環境となり、林業の省力化や搬出経費が削減され、林業経営が安定することにより、新規林業従事者の確保に繋げ、村内の林業の活性化を図る。

また、令和2年7月豪雨において、多くの孤立集落が発生した。迂回ルートを確保することにより、孤立化防止が図られ、交通の利便性も向上することから、地域住民が安全で、安心して居住できる環境が確保でき、定住人口の減少の低減が図れる。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生道整備推進交付金【A3008】

対象となる施設は以下のとおりで、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・村道 道路法に規定する村道に認定済み。（ ）内は認定年月日。
 - 神瀬高沢線 （昭和52年3月31日）
 - 第二茂田線 （昭和49年3月22日）

横井大槻線 (昭和43年9月13日)

- ・林道 森林法による球磨川地域森林計画書(令和4年度策定)に路線記載。
東俣線、川島大岩線、山江球磨線

[施設の種類の種類]

- ・村道
- ・林道

[事業主体]

- 球磨村
- 熊本県、球磨村

[事業区域]

- ・球磨村

[事業期間]

- ・村道 令和7年度～令和9年度
- ・林道 令和6年度～令和10年度

[整備量及び事業費]

- ・村道：3路線(改良・舗装) 1,110m
- ・林道：3路線(開設) 9,028m
- ・林道の保全対策 1箇所(68m)
- ・総事業費 1,612,000千円(うち交付金 848,400千円)
村道：175,000千円(うち交付金 87,500千円)
林道：1,437,000千円(うち交付金 760,900千円)
うち林道の保全対策：27,000千円(うち交付金 13,500千円)

【事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法】

(令和/年度)	基準年 (R5)	R6	R7	R8	R9	R10
指標1 運送時間短縮 大槻～製材所	50分	50分	50分	45分	45分	45分
指標2 運送時間短縮 川島大岩線～芦北共販所	56分	56分	56分	56分	56分	48分
指標3 運送時間短縮 東俣線～木材市場	50分	50分	50分	50分	45分	45分
指標4 森林整備面積の増加	36ha	36ha	46ha	56ha	66ha	76ha
指標5 孤立集落の解消	9地区	9地区	9地区	7地区	6地区	4地区

毎年度終了後に球磨村の職員が必要な調査等を行い、速やかに状況を把握する。

【事業が先導的なものであると認められる理由】

(政策間連携)

村道及び林道を一体的に整備することで、大型トラックや林業機械が容易にア

アプローチできる環境が整備され、効率的かつ効果的な整備が可能となる。また、住民の安全性の確保や林業の振興といった地域再生の目標達成により、全体の整備コストの削減が期待できるという点で、先導的な事業となっている。

(デジタル社会の形成への寄与)

航空レーザー測量のデータを活用することにより、測量や木材の材積等のデータ収集にかかる時間の削減できることにより、伐採や森林施業の効率化を図ることができる。また、施設(林道、村道)についても、将来的には、ICTを活用した台帳管理ができ、3Dデータで管理できるようになり、調査労力等の軽減ができることで、デジタル社会への形成に寄与する事業となっている。

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「第6次球磨村総合計画」に基づく施策を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 公有林整備事業

内 容 森林の持続可能な循環型林業への法正林化を図るため、立木売却事業(主伐)を実施した(球磨村単独事業)

事業主体 球磨村

実施期間 令和6年4月～令和11年3月

(2) 森林環境保全整備事業

内 容 面的にまとまって計画的に行う下刈り、造林等の森林施業と、これと一体となった森林作業道の開設を行う。(熊本県支援事業)

事業主体 球磨村

実施期間 令和6年4月～令和11年3月

(3) 間伐等森林整備促進対策事業

内 容 面的にまとまって計画的に行う搬出間伐を実施し、これと一体となった森林作業道の開設を行う。(熊本県支援事業)

事業主体 球磨村

実施期間 令和6年4月～令和11年3月

(4) 県道の整備

内 容 県道高沢一勝地線道路改良を推進し、一般通行車両、地元住民の交通の安全性、ひいては林業運搬車の交通の利便性も確保する。(熊本県単独事業)

事業主体 熊本県

実施期間 令和6年4月～令和11年3月

(5) 森林整備

内 容 航空レーザー測量データを活用し、森林整備や施業における労力の低減を図る。今後においても、集約化やコスト縮減、森林施業の効率化を図り、林業分野の活性化を目指したい。(森林環境譲与税)

事業主体 球磨村

実施期間 令和5年4月～令和11年3月

6 計画期間

令和6年度～令和10年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に熊本県及び球磨村が必要な調査等を行い、速やかに状況を把握する。

定量的な目標に関わる基礎データは、客観的な調査結果を用い、中間評価、事後評価の際にも同様の調査方法により得られた数値等を基に評価を行う。

7-2 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

	令和5年 (基準年度)	令和8年 (中間年度)	令和10年度 (最終目標)
目標1 林業従事者の増加	62人	64人	67人
目標2 森林整備面積の増加	36ha	56ha	76ha
目標3 災害時におけるの孤立集落の解消	9地区	7地区	4地区

(指標とする数値の収集方法)

項 目	収集方法
林業従事者の増加	球磨村がおこなう調査による。
森林整備面積の増加	球磨村がおこなう調査による。
災害時における孤立集落の解消	球磨村がおこなう調査による。

・目標の達成状況以外の評価を行う内容

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット(球磨村ホームページ)を利用し公表する。